

○平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、**逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生**。
 ○全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「**施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの**」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える**水防災意識社会の再構築への取組**が必要。
 ⇒「**逃げ遅れゼロ**」、「**社会経済被害の最小化**」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

平成27年 関東・東北豪雨

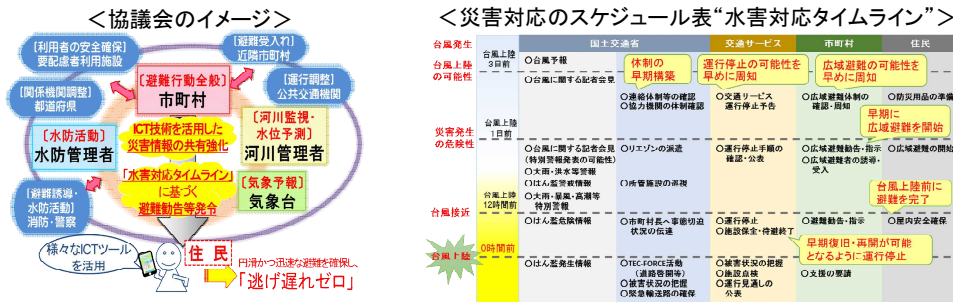
平成28年 台風第10号



逃げ遅れゼロの実現

大規模氾濫減災協議会制度の創設

○国及び都道府県知事は、水防法に基づき指定した洪水予報河川・水位周知河川について、協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
 ○「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICT技術を活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。構成員は各々の防災計画等へ位置づけ。

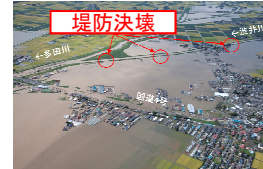


社会経済被害の最小化

国等による工事の権限代行

※水機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定
 都道府県知事等から要請を受け、高度の技術力を要する工事等を国・水資源機構により代行。
 ○既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等。
 ○費用負担は都道府県知事等が自ら実施する場合と同じ

＜高度な災害復旧の例＞



平成27年9月関東・東北豪雨における
 災害復旧工事（宮城県大崎市）

＜高度な改良工事・修繕の例＞



鶴田ダムの再開発事業（鹿児島県薩摩郡さつま町）



委託を受けて水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り、下記の権限を行使可能。

緊急通行(法19条)

緊急の必要があるときは、私有地等を通行。

公用負担(法28条)

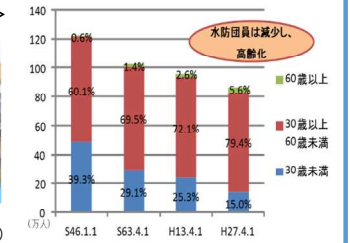
緊急の必要があるときは、他人の土地等を使用

＜民間力を活用した水防活動（イメージ）＞



平成27年9月関東・東北豪雨
 における水防活動（宮城県大崎市）

【水防団員の年齢構成の推移】



浸水被害軽減地区の指定

水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

水防管理者による指定

※指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為等の届出

※届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

助言・勧告

＜輪中堤:昭和51年9月 台風17号の際の様子＞



浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知

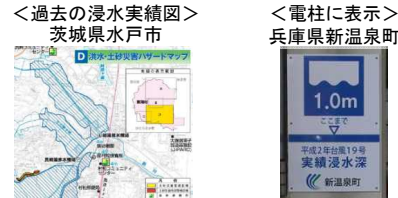
市町村長による浸水実績等の把握

○過去の洪水氾濫の際の浸水地点、水深等に係る調査結果を参考に浸水実績等を把握。
 ○河川管理者は、市町村長に必要な援助。

水害リスク情報の周知

○ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表 など

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連携
洪水予報河川(法10条、11条) 水位周知河川(法19条)	○	○(シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定)	○(浸水想定を踏まえた避難場所の指定等)
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川(今回新設)	-	○(浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知)	-



管理者等による避難確保計画策定等の義務化

○要配慮者利用施設に避難確保計画の策定、避難訓練の実施を義務化。（現行は努力義務）。
 ○計画を作成しない場合、市町村長が必要な指示。従わない場合は公表。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

【目標・効果】
 洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

【KPI】

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率
 大規模氾濫減災協議会の設置率

○716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
 ⇒関係機関と連携し、2021年までに100%を実現
 ○272/365協議会※ (約75%) (2017年5月)
 ⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
 ※ 法定協議会の母数は見込み